

都市経営審議会の概要について

○設置目的

人口減少・少子高齢化の進展等の社会情勢の変化に伴う行政課題に対応するとともに、持続可能な都市経営を推進することを目的として都市経営審議会を設置

○所掌事務

- ① 経営改善に関する計画の策定及び推進に関する事項について調査審議すること。
- ② 公共施設等のあり方に関する計画の策定及び推進に関する事項について調査審議すること。
- ③ その他経営改善及び公共施設等のあり方について市長に意見を述べること。

○委員構成（7名）

- ①学識を有する者（大学教授、社会保険労務士、行政書士）
- ②関係団体を代表する者（野洲市自治連合会）
- ③その他市長が認める者（企業経営者、公募委員）

○任期

平成 30 年 5 月 31 日～平成 32 年 3 月 31 日 ※約 2 年間

○審議スケジュール（予定）

	時 期	経営改善	公共施設のあり方
平成 30 年度	第1回(5月)	経営改善方針骨子(案)	公共施設のあり方骨子(案)
	第2回(7月)	経営改善方針(案)	第1期整備方針(案)
	第3回(9月)	経営改善方針(案)	第1期整備方針(案)
	10月	「経営改善方針」の策定	—
	第3回(11月)	アクションプラン(案)	パブリックコメント案
	1月	—	パブリックコメント・市民懇談会
	第5回(2月)	アクションプラン(案)	パブリックコメントの結果
	3月	—	「公共施設のあり方」の策定
平成 31 年度	第1回(5月)	パブリックコメント案	—
	7月	パブリックコメント・市民懇談会	
	第2回(9月)	パブリックコメントの結果	
	10月	「アクションプラン」の策定	

○野洲市附属機関設置条例（抄）

平成30年3月28日

条例第1号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市は、法令若しくはこれに基づく政令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるもののほか、市の執行機関（以下「執行機関」という。）に別表第1に掲げる附属機関を置く。

（所掌事務）

第3条 前条の附属機関が所掌する事務は、それぞれ別表第1の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

（委員）

第4条 第2条の附属機関は、それぞれ別表第1の委員の定数の欄に掲げる人数の委員をもって組織する。

2 前項の委員は、それぞれ別表第1の委員の構成の欄に掲げる者のうちから同表の附属機関の属する執行機関の欄に掲げる執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 前項の規定により、委嘱され、又は任命された委員の任期は、それぞれ別表第1の委員の任期の欄に掲げる期間とし、再任されることを妨げない。

4 第2項の規定により、委嘱され、又は任命された委員が欠けた場合における当該附属機関の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（専門委員等）

第5条 執行機関は、第2条の附属機関に専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

（部会等）

第6条 執行機関は、第2条の附属機関に部会その他の合議制の組織を置くことができる。

（法令等の定めによる附属機関）

第7条 市が執行機関に置く附属機関のうち法令等の定めにより置くものは、別表第2のとおりとする。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、第2条の規定により市が執行機関に置く附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

別表第1（第2条、第3条、第4条関係）

附属機関の 属する執行 機関	執行機関に置 く附属機関の 名称	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
市長	野洲市都市経 営審議会	行政経営改善及び 公共施設等のあり 方に関する計画の 策定及び推進に係 る事項等の調査審 議等に関する事務	7人以内	(1) 学識経験を有す る者 (2) 関係する団体を 代表する者 (3) 前2号に掲げる 者のほか、市長が特 に必要と認める者	2年

○野洲市都市経営審議会規則

平成30年 3 月30日

規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、野洲市附属機関設置条例（平成30年野洲市条例第1号）第8条の規定に基づき、野洲市都市経営審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 会長は、会議の議事に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は関係資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、政策調整部企画調整課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。